

徳島県告示第三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として、次のとおり指定した。

令和二年一月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	スマイル調剤薬局二軒屋店
所在地	徳島市南二軒屋町二丁目二八
開設者	有限会社ウイズ
指定年月日	令和元年十二月一日